

## 中期目標・中期計画等の概要

### 1 制度の概要

#### 中期目標

- ・中期目標とは、法人が6年間において達成すべき業務運営に関する目標であり、設立団体の長が定め、法人に指示するとともに、公表しなければならない。変更したときも同様。
- ・中期目標を定め、これを変更しようとするときは、法人の意見に配慮し、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

地方独立行政法人法

§ 25 ,78

§ 25 ,78

#### 中期計画

- ・中期計画は、中期目標に基づき法人が作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。変更しようとするときも同様。
- ・中期計画を認可しようとするときは、評価委員会の意見を聴かなければならない。認可を受けたときは、当該計画を公表しなければならない。

§ 26

§ 26 ,

#### 年度計画

- ・年度計画は、中期計画に基づき法人が定め、設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。変更したときも同様。

§ 27

### 2 中期目標・中期計画等作成に当たっての留意事項 ～宮城大学の法人化基本方針～

#### 中期目標

- ・大学の基本理念を根本として、地域貢献を明示するなど、基本的に全学にわたる内容とする。
- ・重点的に取り組む事項を掲げ、法人の今後進むべき大きな方向性を示す内容とする。
- ・法人が作成する中期計画及び年度計画と密接に関連することから、法人の意見に十分配慮する。
- ・目標が数値化できるもの（例えば、学生の就職率や外部資金の獲得額等）については、可能な限り達成時期や達成水準を明示する。
- ・目標が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かりやすい内容とする。

#### 中期計画

- ・中期目標に沿い、全学的な方針に加え、学部や研究科等ごとに取り組む内容を盛り込む。
- ・計画が数値化できるもの（例えば、学生の就職率や外部資金の獲得額等）については、可能な限り達成時期や達成水準を明示し、達成状況が把握できるようにする。
- ・計画が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かりやすい内容とする。

#### 年度計画

- ・中期計画に掲げる内容が、当該年度で着実かつ効率的に行われるものとする。
- ・計画が数値化できるものについては、可能な限り達成水準を明示し、達成状況が把握できるようにする。
- ・計画が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かりやすい内容とする。

### 3 中期目標及び中期計画の法定記載事項

中 期 目 標 (地方独立行政法人法第 25 条・78 条)	中 期 計 画 (地方独立行政法人法第 26 条・78 条)
1 中期目標の期間	-
2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項( )	1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置( )
3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
4 財務内容の改善に関する事項	3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項	4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
6 その他業務運営に関する重要事項	5 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置
-	6 予算(人件費の見積りを含む。),収支計画及び資金計画
	7 短期借入金の限度額
	8 重要な財産を譲渡し,又は担保に供しようとするときは,その計画
	9 剰余金の使途
	10 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

表中「 」は、国立大学法人法では「目標：教育研究の質の向上に関する事項」「計画：教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」と規定されている。

「中期計画 3～5」は法定記載事項ではないが、中期目標に対応する項目としてすべての先行法人で記載されている。

公立大学法人宮城大学中期目標・中期計画項目案

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>はじめに（ ， ， ， ）</p> <p>理念</p> <p>中期的な重点目標（6年後の目指す姿）</p> <p>第1 中期目標の期間並びに教育研究及び法人運営の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間（ ）</p> <p>2 教育研究の基本組織（ ）</p> <p>3 法人運営の基本組織（ ）</p> <p>第2 教育研究の質の向上に関する目標（ ）</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>イ 学士課程</p> <p>ロ 大学院課程</p> <p>(2) 教育の内容等に関する目標</p> <p>イ 入学者受け入れ方針，入学者選抜</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>ロ 教育課程</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>ハ 教育方法</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>ニ 成績評価</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>イ 適正な教員配置</p> <p>ロ 教員の資質の向上</p> <p>ハ 教育環境の整備</p> <p>ニ 大学間教育等の充実</p> <p>ホ 教育の質の向上</p> <p>ヘ 教育活動の評価</p> <p>ト 評価結果の活用</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>各専門部会への割り振り</p> <p>：「組織・運営」</p> <p>：「目標・評価」</p> <p>：「財務・予算」</p> <p>：「人事・労務」</p> </div> <p>第1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（ ）</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 学士課程</p> <p>ロ 大学院課程</p> <p>(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 入学者受け入れ方針，入学者選抜</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>ロ 教育課程</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>ハ 教育方法</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>ニ 成績評価</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 適正な教員配置</p> <p>ロ 教員の資質の向上</p> <p>ハ 教育環境の整備</p> <p>ニ 大学間教育等の充実</p> <p>ホ 教育の質の向上</p> <p>ヘ 教育活動の評価</p> <p>ト 評価結果の活用</p>

中期目標	中期計画
<p>(4) 学生への支援に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 学習支援</li> <li>ロ 生活支援</li> <li>ハ 就職支援</li> <li>ニ 経済的支援</li> <li>ホ 社会人への支援</li> <li>ヘ 留学生への支援</li> <li>ト 適応相談</li> </ul> <p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究成果に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 研究の方向性</li> <li>ロ 研究水準</li> <li>ハ 研究成果の社会への還元</li> </ul> <p>(2) 研究の実施体制等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 研究の実施体制</li> <li>ロ 研究費の獲得・配分</li> <li>ハ 研究者等の配置</li> <li>ニ 研究環境の整備</li> <li>ホ 研究の質の向上</li> <li>ヘ 研究活動の評価</li> <li>ト 評価結果の活用</li> <li>チ 知的財産の創出</li> </ul> <p>第3 地域貢献等に関する目標 ( )</p> <p>1 地域貢献に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育</li> <li>(2) 研究</li> <li>(3) 地域社会との連携</li> <li>(4) 産学官の連携</li> <li>(5) 大学間の連携</li> </ul> <p>2 国際交流に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国際交流の推進</li> <li>(2) 海外大学等との連携</li> <li>(3) 留学生支援</li> </ul> <p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p>	<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 学習支援</li> <li>ロ 生活支援</li> <li>ハ 就職支援</li> <li>ニ 経済的支援</li> <li>ホ 社会人への支援</li> <li>ヘ 留学生への支援</li> <li>ト 適応相談</li> </ul> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 研究の方向性</li> <li>ロ 研究水準</li> <li>ハ 研究成果の社会への還元</li> </ul> <p>(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 研究の実施体制</li> <li>ロ 研究費の獲得・配分</li> <li>ハ 研究者等の配置</li> <li>ニ 研究環境の整備</li> <li>ホ 研究の質の向上</li> <li>ヘ 研究活動の評価</li> <li>ト 評価結果の活用</li> <li>チ 知的財産の創出</li> </ul> <p>第2 地域貢献等に関する目標を達成するためとるべき措置 ( )</p> <p>1 地域貢献に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育</li> <li>(2) 研究</li> <li>(3) 地域社会との連携</li> <li>(4) 産学官の連携</li> <li>(5) 大学間の連携</li> </ul> <p>2 国際交流に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国際交流の推進</li> <li>(2) 海外大学等との連携</li> <li>(3) 留学生支援</li> </ul> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>

中期目標	中期計画
<p>1 運営体制の改善に関する目標（ ）</p> <p>(1) 理事長等のリーダーシップ (2) 戦略的な資源配分 (3) 法人の組織・体制整備 (4) 教員及び事務職員の役割 (5) 学外の有識者等の登用</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標（ ）</p> <p>3 人事の適正化に関する目標（ ）</p> <p>(1) 人事制度 (2) 評価制度</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標（ ）</p> <p>(1) 事務組織の見直し (2) 事務の効率化</p>	<p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置（ ）</p> <p>(1) 理事長等のリーダーシップ (2) 戦略的な資源配分 (3) 法人の組織・体制整備 (4) 教員及び事務職員の役割 (5) 学外の有識者等の登用</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置（ ）</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置（ ）</p> <p>(1) 人事制度 (2) 評価制度</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置（ ）</p> <p>(1) 事務組織の見直し (2) 事務の効率化</p>
<p>第5 財務内容の改善に関する目標（ ）</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>(1) 外部資金の獲得 (2) 自己収入の確保 (3) 授業料等の適切な設定</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>(1) 資産の適正管理 (2) 資産の活用・運用</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置（ ）</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 外部資金の獲得 (2) 自己収入の確保 (3) 授業料等の適切な設定</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 資産の適正管理 (2) 資産の活用・運用</p>
<p>第6 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標（ ）</p> <p>1 自己点検・評価の充実に関する目標</p> <p>(1) 自己点検・評価 (2) 外部評価等 (3) 評価結果の活用</p>	<p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置（ ）</p> <p>1 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 自己点検・評価 (2) 外部評価等 (3) 評価結果の活用</p>

中期目標	中期計画
<p>2 情報公開の推進等に関する目標</p> <p>(1) 情報公開 (2) 個人情報保護 (3) 広報活動</p> <p>第7 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標 ( )</p> <p>2 安全管理等に関する目標 ( )</p> <p>3 人権の尊重に関する目標 ( )</p>	<p>2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 情報公開 (2) 個人情報保護 (3) 広報活動</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 ( )</p> <p>2 安全管理等に関する目標を達成するための措置 ( )</p> <p>3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置 ( )</p> <p>第7 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画 ( )</p> <p>1 予算(平成21年度～平成26年度) 6年間の予算(表) 人件費の見積もり 運営費交付金の算定ルール</p> <p>2 収支計画(平成21年度～平成26年度) 6年間の収支計画(表)</p> <p>3 資金計画(平成21年度～平成26年度) 6年間の収支計画(表)</p> <p>第8 短期借入金の限度額 ( )</p> <p>1 短期借入金の限度額</p> <p>2 想定される理由</p> <p>第9 重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画 ( )</p> <p>第10 剰余金の使途 ( )</p> <p>第11 県の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設設備に関する計画 ( )</p> <p>2 人事に関する計画 ( )</p> <p>3 積立金の処分に関する計画 ( )</p> <p>(別表) 収容定員(平成21年度～平成26年度) ( )</p>